

# 運転者の交通ルール・マナー

(交通の方法に関する教則～安全快適な車社会の手引き)

## 注意 ① サンシェードなどの日よけグッズの使用

視界を妨げない！



眩しい日差しを避けるため、日よけのために、運転席や助手席の窓に日よけグッズを取り付けることは、「車両に物を積載する行為」となります。

自動車に人や荷物を積載するときは、運転の妨げとなってしまうので、車の運転をする時は、良好な視界を保ち、安全運転をお願いします！

## 注意 ② 車内からのポイ捨て！

ゴミはゴミ箱に！  
吸い殻は灰皿に！



誰しも、道路は快適に通行したいものですが、ゴミやタバコの吸い殻が落ちてると快適な気分も台無しです。

車からタバコの吸い殻、紙くず、空き缶などを投げ捨てたりしては、道路の安全性が損なわれますので、吸い殻は灰皿に、ゴミはゴミ箱に捨てましょう！

## 注意 ③ ハイビーム等の使用！

周囲の状況で切替え！



視界を良くするためのハイビームやフォグランプ、でも、誤った使い方をすると、対向車を眩惑させたり、前を走行する車からは「あおり運転」と間違われる可能性もあります。

市街地などの明るい場所、対向車、先行車がいる場合には前照灯は下向きに切り替えるなど、周囲の状況に応じて効果的に使用しましょう！

## 注意 ④ 自転車の歩道上の駐輪等！

通行妨害をしない！



自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行を妨げないようにし、点字ブロックの上や近くには駐車せず、近くの自転車駐輪場を利用しましょう。

また、道路上（歩道を含む。）で座ったり、寝そべったりしては、他の歩行者や車両の通行を妨げとなる行為はやめましょう。

個々の内容によっては、道路交通法違反などに該当する場合があります。思いやりと交通ルール・マナーの順守で、交通事故防止をお願いします。